

令和元年度 第7回胎内市男女共同参画推進委員会 議事録

1. 開催日時 令和元年11月25日(月) 午後1時30分～3時30分
2. 会場 胎内市役所301会議室
3. 出席委員 安城委員、浮須委員、坂上委員、虎岩委員(アドバイザー兼任)、中川委員、布川委員、宮腰委員
4. 欠席委員 大島委員、村竹委員、渡邊委員
4. 会議次第 別紙のとおり
5. 会議経過 別紙のとおり

委員長：それでは議事の方に入らせて頂きます。本日は前回の会議で意見を頂いて変更した箇所の説明、それから会議の後にそれぞれの委員さんの方から頂いた意見提案等を集約した資料が今日テーブルの上に乗っていますが、それに追加の説明、そして今後の委員会としてのスケジュールですね。その確認という事で3つについて今日は議事に上がっています。それでは3時半までという事でありますので早速事務局の方から説明の方お願い致します。

事務局：それでは議事の方に移らせて頂きます。第3次胎内市男女共同参画プラン21の案という事で事前に皆様にお配りしています資料の確認からさせて頂きます。まず先に今日の次第が一番上にあるかと思いますが、その次に別紙1、A3のカラー刷りものになります。それから左上にホチキス止めされています別紙2、基本目標Iからですね。こちら10枚綴じられたもの、その次別紙1のままになっていたかもしれないですが第6回の委員会の後頂いた意見についてこちらで集約させて頂いたものを点けさせて頂いています。最後にA4横の印刷で第3次胎内市男女共同参画プラン21実施計画の（イメージ）ということで資料を付けています。それから本日追加資料として皆さんの机の上に置かせて頂いたのですが、4枚あるかと思いますが一番上第3次胎内市男女共同参画プラン21（案）についてという事で計画の性格という所から始まるものが1枚、それから委員会の後頂いた意見についての（追加分）という事で、本日頂いた意見のものを追加させて頂きました。それからパンフレット、ハッピーパートナー企業になりませんかというものが1つと最後に人権啓発の講演会のご案内という事で付けさせて頂いています。資料の無い方は言っていただきたいと思います。よろしくお願ひします。それでは早速中身に入らせて頂きます。今日お配りした資料ですが、第3次胎内市男女共同参画プラン21（案）についてということで、こちらについては以前説明させて頂きましたが、今一度委員からの質問がありましたので改めて説明させて頂きたいと思います。まずこちら計画の性格というのですが、男女共同参画社会基本法、国の法律に基づく胎内市の計画になります。続きまして男女共同参画社会の実現を図るため市が取り組むべき指針であり、市民、企業、団体等が自ら考え行動するための指針となっています。胎内市男女共同参画プラン21、現在は第2次ですがそちらの成果や課題を継承するというものです。下に表があるのですが、こちら国の男女共同参画社会基本法に基づく基本計画と女性活躍推進法それから配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、通称DV法と言いますがそれと第3次新潟県男女共同参画計画、新潟県配偶者暴力防止被害者支援基本計画これらのものを勘案しまして下の第3次胎内市男女共同参画プラン21という位置づけになります。この中に新たに今回追加されるものとして、胎内市女性活躍推進計画、それから胎内市DV防止基本計画というものが含まれます。計画期間については以前から申し上げている通り、来年度2020年度から2024年度末までの5年計画となっています。それでは続きまして以前にお配りしています資料の方に移らせて頂きます。計画の体系、A3のカラーのものをご覧ください。以前からも毎回配っているものですが、改めまして前回委員会の皆様から頂いた意見を参考に變更させて頂いたもの赤く色づけさせて頂きました。まず最初に男女が生き生きと活躍できる街というところ、男女が今までだと女性と男性がとなっていたところ男女がにまどめさせて頂きました。それから基本目標Iの重点目標の1、施策の方向（2）のところですね。あらゆる分野における固定的役割分担意識の解消・社会的慣習の見直しに向けた啓発ということで文言の整理をさせて頂いています。それから基本目標IV、元気に安心して暮らせる街づくりの重点目標1、こちらが生涯に渡る生と性に対する正しい知識の普及です。施策の方向の中で（2）生と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブヘルツライフ）の普及に向けた啓発ということでカッコの中とカッコ外のものを入れ替えさせて頂きました。つづきまして次の別紙2の方をご覧ください。こちらについて前回の復習になりますが、基本目標IとIIについて皆様から意見を頂きましてそれに基づいたものを反映させて頂きました。それから基本目標IIIからVにつきましては前回の委員会の時間の関係で進めなかったのその後皆さんからメールで意見を頂いてそれを反映したものが今回示したのになります。前回の意見を反映して基

本的に変わったものとしましては指標の中で主にアンケート結果をしていたものに関してはなるべく数を減らして指標の中にアンケートをなるべく入れないような形にさせていただきました。主に実際実施する講演会やセミナーの実施回数ですとか、より客観的に判断できる指標にさせていただきました。数値を具体化するという事で前回お配りしたものですと増加や減少という希望的観測になっていたところについても具体的な数値を入れさせていただいています。指標の番号で言うと1番と2番、5番、7番と12番から14番までそれから16番、25番と26番のものについて見直しをさせていただきました。続きまして今回から説明させて頂きます基本目標Ⅲについて説明させて頂きたいと思っております。皆さんから頂いた意見の中にはこれまで説明した基本目標ⅠとⅡのものもありましたが、時間の関係上まず先に基本目標Ⅲについて説明をさせていただきまして、時間の関係でⅠとⅡの説明に戻らせて頂きたいと思っております。基本目標Ⅲです。ワークライフバランスのとれた環境づくりという事でページで言うと14ページになりますのでご覧ください。こちらについてこれまで施策の方向とか具体的な施策としか言えてなかったもの、それぞれについてみんな説明の文章も付けさせていただいています。時間の都合上本日は読み上げは省略させて頂きますが、皆さんの中で事前に読まれて気になる所だとか意見等ありましたら後程伺いたいと思っております。これから説明するものと一緒にこの次の資料の頂いた意見という事でこちらと一緒にご覧になっていただければと思います。まず重点目標の1、家庭と仕事との両立支援の中の施策の方向1、男性の育児、家事、介護への参加促進という所です。こちら皆さんから頂いた意見を見ますと、まず企業への働きかけをここで入れるといい、たとえば長時間労働の抑制や年休取得啓発などということで、こちら企業への働きかけという事で以前まで具体的施策に無かったのですが④のところ、市民企業に対し講演会やセミナー等を通じて長時間労働の抑制や求職等の啓発を行いますということで入れさせていただきました。指標も変更になりましてワークライフバランスに関する市民や企業向けの講演会やセミナー、パネル展の開催回数ということで1回以上という事で入れさせていただいています。続きまして施策の方向(2)になります。こちらが子育て支援体制の充実と制度の周知というものになります。皆さんから頂いた意見を見ますと、まず目標と具体的施策及び成果指標に懐疑を感じるという事でイコールになっていないのではという意見、施策の1から4までは男女共同参画に関わらず必要な事業なのではないかと言った意見、それから男女共同参画の観点での施策が必要だという事で、こちらについてはこれから各課に行動計画を定めて出して頂くのですが、その中で男女共同参画の観点に立った施策の方、考えて行きたいと思っております。それから具体的施策と成果指標に懐疑という事で、こちら指標については以前のものと変更はしていませんが、子育て支援体制を認知している市民の割合という事でこちらにつきましてはより具体的な施策と結びつく指標が無いかどうかという事については現在原課と検討中です。頂いた意見から反映という形にはまだなっていない状況なのですが、現在検討中という事なのでよろしくお願ひします。それから施策の方向(3)です。介護支援体制の充実と制度の周知ということでこちらもいただいた意見を見ますと、先ほどと同じように施策の方向、具体的施策が男女共同参画に関わらず必要だと言った意見、男女共同参画の観点での施策が必要と言った施策もありますが、こちらにつきましても原課と健闘したうえで今後の行動計画等に生かして頂きたいと思っております。重点目標2に移ります。男女平等な就業環境の整備という項目です。施策の方向(1)男女の均等な雇用機会と待遇の確保です。こちら(1)男女の均等な雇用機会と待遇の確保ですが頂いた意見を見ますと企業に対する講師派遣などここに入れると良い。男性の育児休暇取得を促すような働きかけを企業に対して行う事もここに入るといった意見で、前の項目の中で企業向けのセミナーを開催するという事でそちらの方でも共通する様なものになりますので具体的施策としては②の県や市が主催するのセミナー等の情報提供を行いますということで、先ほどは直接的な講演会の実施もそうですが県や市が開催するものの情報提供という事で間接的な情報提供を行うという事で上げさせていただいています。頂いた意見の次の項目ですが施策2、3のような間接的でなく職場に出向くなどの直接的な施策が必要といった意見を頂きましたが、こちら今後の行動計画の中で決めていき

たいと思っています。続きまして施策の方向（２）に移ります。ハッピーパートナー企業への登録促進ということで頂いた意見を見ますと、ハッピーパートナーに参加する企業に働く女性社員同志の交流会、発信の場を提供するなど企画できると良い、女性たちは話したい、知りたい、聞きたい、繋がりたい、発信したいと考えていると思うといった意見を頂きました。それを元に②を追加させて頂きましたが、ハッピーパートナー企業に対して社員同士の交流や情報発信の場を提供し、男女が働きやすい環境整備に努めますとさせていただきます。続きまして質問なのですが、登録要件と実態の確認方法はこの事で別冊の資料、ハッピーパートナー企業になりませんかという資料を付けさせていただきましたが、こちら県の資料になりますが、ハッピーパートナー企業になるとどんなメリットがあるのかといったこと、それから対象だとか登録要件だとか手続き等説明しているものになります。すでにハッピーパートナー企業に登録している所に企業には配布したりしていますので、今後こういったこの中に無料の講師は県だとか様々なメリットがありますので、こういったものを今後活用して行って、ハッピーパートナー企業同士の結びつきであるとかそもそものハッピーパートナー企業の登録数を増やしていくような取り組みを継続して行っていきたいと考えていますのでよろしくをお願いします。続きまして次のページ、施策の方向（３）に移ります。女性に対する再就職支援の推進という事で頂いた意見を見ますと、女性の再就職支援に関するセミナーの開催など企画すると思う。具体的な施策に例えばがないので内容が全くイメージできないと言ったものになります。これを受けて具体的施策①、②を追加させて頂きました。①としては企業への啓発として女性への再就職、企業等のための情報提供それから支援を行います。②子育て等で一旦離職した女性が再就職できるようセミナー等を行いますといったものにさせていただきました。以上走り走りで申し訳ありませんが基本目標Ⅲについて説明させて頂きましたのでこれについて皆様からご意見等いただければと思いますのでよろしくをお願いします。

委員長：ありがとうございました。それでは基本目標Ⅲについては総務課の方で準備いただいた資料は追加分の意見は反映されていなかったのですか。

事務局：追加された意見が実は計画の体系の所で前回の資料で言うとA3の折られている資料で今日頂いた意見ですぐに反映する事が出来なかったのですけれども、皆さんの中でまた見ていただければと思います。

委員長：ありがとうございました。それでは本日テーブルの上に上がっていた追加分になるのですね。基本目標Ⅲに対する部分、重点目標の施策の目標（２）（３）の文言に男女共同参画の視点に立ったというものを足してはどうかというのを今説明いただいた部分に追加して、この基本目標Ⅲについて意見を伺うという事ですね。

事務局：はい。

委員長：そういうことでみなさんいかがでしょうか。

委員：17ページですけど、（２）（３）の中の具体的施策の、これはかなり具体的な施策なのですが、けれどもこの中でいままでやっているもの、今後やろうとしている文言、取り分けるとどんな格好になるのか。

事務局：介護支援体制の所になりますかね。

委員：具体的施策①、②、③の中にそれぞれやることの文言を書いたのだけれども、ここに焦点を当

てると今までやっているのではないかなと思われる。やっている訳でしょう。

事務局：全部やっています。

委員：それをあえてここに書くという意味合いが理解できない、個人的にはなぜ書かなければいけないのか。淡々とやればいいのではないかと思うのですが、どうですかね。書かなければやらないのですか。あえて書くのですかという疑問です。

事務局：これは障がい計画、障がい福祉計画、介護保険事業計画、すべて福祉介護課の所管である計画に基づいて、この①、②、③、すべてやっています、たしかに。あえて書かなければいけないかと言われると、介護体制の充実と制度の周知という事で、要介護認定なり障害認定、障がい者の支援措置制度のサービス利用について周知なり、整えてないということはないと思うのですが、利用者の割合を向上させて要介護状態なり障害のレベル、重度にならないように押さえているという目的での利用サービス向上という事での90%目標ということになっているとは思いますが、それでも、それは女性活躍推進の視点から言うとなかなかというところの疑問も懸念も残ります、たしかに。福祉の計画に基づいてやっていることなので、言われる通り。

委員：ほとんどいちゃもんに近い質問なのだけれども。

事務局：たとえば女性を家族介護から解放する、お嫁さんが舅、姑の面倒を見ているとか、そういう部分の視点に立って介護サービスの充実を図って、女性が新たに生きがいを持って活躍できる場を提供していくとか、そういう観点で書かないと当たり前のことを言っているのではないと言われると思います。

委員：行動計画の中で具体化するのだとたしかそういう影響があつての書き方みたいに見えますけれども、

事務局：それは子育ての、障がい者要介護認定だけでなく子育て支援という事についても同じことが言えると思うのですが、その部分福祉介護課と調整していろいろと訂正させてもらいたいと思います。

委員：今の意見の付け足しというかおっしゃる通りだと思うのですが、具体的に例えば介護休業取得についてのセミナーを男女対象にやるとか、そういう具体的なのがあるといいかなと思ったのと、たとえばセミナーをやった時に男性の介護休業取った方の講演会みたいなものを入れてみると、その人の具体的な話を聞いて自分もやらなければという啓発活動につながるかなと思ったので、ⅡもⅢですけれども、Ⅱの方の私は多分書くところを間違えたのですけれども、男性の育児休業取得を促すような講師派遣を企業にするというのを施策方向2、子育て支援体制の所に書いているのが一番ベストだと思うのです。そういうのを企業に対する講演会、セミナーというのが啓発というのを2にも3にも入れてそうすると先ほどの指標のところも、セミナーやりました。活動回数も成功指標の1つになるのではないかなと思っていますが如何でしょうか。

委員長：はい、ありがとうございます。いかがでしょうか。男女共同参画の視点に立ったという文言を入れるということに反映してここに出てくる施策の方向を具体的にたとえば経験者の講演会ですとか具体的なものを入れた方が良いのではということでもよろしいですか。ではここを検討いただくという事でよろしく申し上げます。

委員：それが入ることで②も③も良くなるのではないですか。

委員：ライフワークバランスにという言葉のあれですけど14ページと15ページ、ワークライフバランスと何回か言葉が出ていますよね。中黒が入っているものと入っていないものとあるのでそこは統一した方がいいのかなと思ったので。

事務局：統一します。

委員：それから16ページの施策の方向の④男女共同参画の視点、参画が抜けているのかな。④の地域子育て支援センターの男女共同参画のです。重点目標2、19ページのハッピーパートナー企業の登録、②なのでですけど社員同士の交流やというところで、なぜ女性目線にしてくださらなかったかなと、それからなにかその人達が一同となって情報発信をしていこう企業向けに、さらに企業が考えられるというふうなそういうシンポジウムとか何かそういうのができないかなと言ったつもりだったのでですけどもどうですか、委員、先回言われていましたがなにかやっているのですけれども、ただ企業から飛び出して話をする事で逆に企業から言われても困りますよね。そのへん何かいい工夫ができないかなと思っています。

委員：ただ企業的には市報にがんばっている企業ですみたいな取り組みを載せてもらえるという利点とかがあると、どんどん出してくれるのかもしれないですけど、日々の業務に追われて人手も不足しているので、こういう風に私も出るのもちょっと悪いなと思いつつ出てくるのが現状です。悪いなと思いつつ出てくるのもあるのですけれども、出てくることによってこうやっていい情報を会社に持ち帰って、指導の何かお互いにウィンウィンになる何かが私の頭の中には出てこないのですけれども、あるといいなと思います。どちらにもよい、企業にも良いし市の取り組みにも、もう一つは男女共同参画という視点でウィンウィンウィンという何か。

委員：たとえば市報でハッピーパートナー企業参加で男女共同参画委員で出ている委員さんにインタビューするとか、なにかそういうありますよね。

事務局：ほかのSNSでも出ていますよね。

委員：何かあるといいなと、お互い情報交換、違う企業も違う職場の女性でうちもこんなことで困っていますとかみたいなどうしたらいいか考えられるようなワークショップのただぐちの言い合いの場、それは家族経営でも出来るのではないかと思います。ぐちのいいあいの場、それが何を変えるかわかりませんが、そこから何か出てきたらよくないですか。それを市が提供するとか面白くないですか、この間お話をされていてそう思いました。

委員：他のハッピーパートナー企業さんとは全然接点が無いので

事務局：今6社ですか、小野組さんも登録されていますけれども、6社との情報交換とかハッピーパートナー企業としての各社の取組みとかについて意見交換の場を設けるとかいいかもしれないですね。そんなことをやっているのですかという話も出るかもしれないし、ああそれもいいですねという話も出るかもしれないし、

委員：逆に市に帰ってきて市もこういうことをやらなければとなるかもしれません。なにかそんな具

体的な取り組みもいいなと思います。

委員：ハッピーパートナーという事に対して、登録の要件は何かという質問をしたのは私なのですが、その要件が合致した企業が登録されているのですね。この要件に遭遇して正しく行動しているねみたいなのそのチェックはなされているのかどうかというのが気になって、そこは委員さんの話によるのかな企業の特長だけを提示するためのパートナー企業だと少し言われましたよね。そんなことではまずいと思うので、要件を正しく反映されているのか、だれがチェックしているのか気になります。特に行政ではないと思うのですよね。企業局とかそういう所なのですかね。

事務局：たしか県の方で毎年アンケートとが来て

委員：査察はしていないのですね。

事務局：査察はしていません。

委員：登録要件は数とか外的なものなので、中にいる人に性差別的なことを行ってもそれは表には関係ないと思います。だからこそ意見交換をすると彼らが表に出なくては行けなくなるから、そうすると何をやっていますと言わなければいけなくなる。逆にそれが企業さんにもいい効果にそして従業員の皆さんにもいい効果になったらいいなとどうですか。そうするとここも指標として企業登録数のみならず、そういうことをやりましたという、やったら例えば意見交換して満足度みたいなものとか、そういうものもたせるのかなと思いました。それは他にもそうで新しく追加された施策に関してどう反映させるのかいろいろセミナーをやったとかそういうことをされた時に指標として反映させやすいものだと思うので、それを活用されたらどうかなと思っています。

委員長：はいありがとうございます。みなさん今の提案については委員会としては賛成という方向でよろしいでしょうか。ではぜひ上げさせていただければと思います。その他基本目標Ⅲの部分についてよろしいでしょうか。よろしければ次のⅣの方に

委員：20ページの再就職支援のところ、私は良く知りませんが胎内市では女性が経営している素敵なカフェとかたくさんありますよね。ああいうのを紹介すればいいのにかと思うのです。彼女たちは起業されたという事ですよね。自分でカフェを、凄いいいことだと思うのです。よそから見た時に感じのいいカフェだし、そういう人を集めた何かをやればいいかと、起業されている方がいっぱいいてその方たちの経験の紹介みたいなものをしていいなと思います。

事務局：ちょっとクローズアップしてもいいかもしれませんね。

委員：いいと思います。宣伝になると思います。市のブログで

事務局：その女性の経営している線路沿いにあるカフェとか、あの方は女性消防団員にも入っています。

委員：そういった声も業界紙で紹介していいのではないかと思います。

委員長：よろしいですか。他にありませんか。いくつか素晴らしい提案がありましたのでぜひ実現できるようにして、私たちに協力できることがありましたら、ではⅣの方に移らせて頂きます。では

説明をお願いします。

事務局：それでは基本目標Ⅳに移らせて頂きたいと思います。それでは重点目標1、生涯に渡る生と性に対する正しい知識の普及というところに入っていきますが、今日頂いた意見の中から先に説明させていただきます。重点目標1のタイトルなのですが、前回委員会の中で生涯に渡る生と性に対する正しい知識の普及ということでもとめていただいたところだったのですが、より具体的な形で生涯を通じた心と体の健康支援としてみてはどうかといった意見を頂きました。ただこちらについて施策の方向(1)生涯を通じた男女の心と体の健康支援と同じものになってしまうかなといった所で、皆さんのご意見を頂ければと思います。施策の方法(1)なのですが、生涯を通じた男女の心と体の健康支援ですが、こちらについても健康と支援の間に保持へのという文言を追加したらどうかといった意見を頂きました。中身の方に移らせて頂きますが、まず(1)のところですが、女性の身体の変化特に情報の限られた更年期などについて学習会の場の提供など企画するといったところ、それから自殺予防を念頭に男性の悩み相談、男性のストレス軽減などに関するセミナーなど開催したらいいと思う。それから施策の方向を主語、動詞で表現するとといったところ、それから女性参画との関係が読みとれない。従来事業を関連付けただけではと言った意見を頂きました。こちらにつきましましては上から3つのものにつきましましては行動計画を定めていく上で検討課題という事でより具体的な行動計画を立てる際に検討させていただきたいと思います。最後のマルポチですが女性参画との関係が読み取れないという意見を頂きましたが、こちらについては女性活躍推進法に基づくものになりまして、そちらの方を施策の方向ということでありますのでよろしくお願い申し上げます。それから施策の方向(2)に移りますが、こちらについては今日頂いた意見の中では性と生殖に関する健康と権利という所、頭に女性のを追加し普及に向けた啓発の所を普及・啓発にしてはどうかといった意見を頂きました。内容につきましましては子供達にも知ってもらえるよう従来の子どもやその保護者を対象にした学習会を企画するといった意見もいただきました。こちらについても今後の行動計画を定めるうえで原課と相談してより具体的なものを作って行ければと思いますのでよろしくお願い申し上げます。施策の方向(3)に移ります。こちら性に対する正しい知識の啓発といった所になります。今日頂いた意見をまず説明しますと、内容からしてそもそも子供向けな物なのではないかと、大人を含めた施策を考えるのかどうか、もしくは今後子供のためのメインなのであれば基本目標Ⅰの教育の部分に含められるものなのではないかといった意見を頂いていますので、また皆さんの中で意見を頂ければと思います。中身の所につきましましては、まず一つ目が子供達にも知ってもらえるよう10代の子供それから保護者を対象とした学習会を企画するといったところ、それから女性参画との関係が読み取れない。適切な指導と言えれば例えばどんなものがあるのかと言った意見。それから達成済みの指標、再び目標にしているのではないかと言った意見いただいています。こちらにつきましても今後の行動計画で具体的なものにつきましましては定めるといたものが一つと、あと現状と課題の所で文言として上げさせていただきましたが、児童生徒が命の大切さ、男女の身体の違いなどを理解し、また思春期の男女が性についての正しい知識をもち、適切な意思決定ができるよう児童生徒の発達段階に応じた性教育を推進する。それからインターネットや携帯電話等による有害情報から児童生徒を守るための情報モラル教育を推進するということでこちらの文言を通じて男女共同参画の施策という事で理解いただければと思います。それから施策の部分なのですが、前回の第2次の時も継続してあったものですが、小中学校における関係機関と連携した喫煙や薬物、性感染症などに関する指導教師の実施講習ということで、今現在9校が実施しているという事になりましてすでに達成済みのものであるのですが、こちら学校教育課の教育の計画にも定めてあって指標になっているのですけれども、毎年継続して実施することが重要であるといったことで意見を頂いていまして、今後も引き続きこちらに定めることで毎年必ず実施してくださいといった意味合いになるという事でこちら上げさせていただいています。続きまして重点目標2に移ります。あらゆる暴力を許さない社会づくりというものになります。施策の方向(1)ドメステ

ドメスティックバイオレンスの根絶と防止に向けた啓発という事になります。まず先に頂いた意見を見ますと、全体のかかる部分ではあるのですが、ドメスティックバイオレンスや児童虐待については相談を受ける立場であったり早期発見の機会を持つ市職員や教職員に対する研修が必要かと思う。またドメスティックバイオレンスは異性愛者間に限らない事からこうしたことについても相談を受ける立場にある人達の研修会が必要かと思う。DVに対する認識の向上や防止のための講演会は啓発活動においても多様な性を意識した作りになると良いと言った意見を頂きました。こちら全体に係る部分のドメスティックバイオレンスと児童虐待に関する職員向けの研修会といったものに関しましては、今現在県やそういった所で実施していて職員も参加している所なのですが、具体的にこちらで文言の方ですとか行動計画の方で決めていきたいと思っています。施策の方向（1）です。ドメスティックバイオレンスの根絶と防止に向けた啓発、こちらいただいた意見なのですが、DVはイコール犯罪なので警察との連携が必要だということなんです。こちらについては上の文言の所ですが現状と課題の所で入れさせていただきましたが、2つ目のマルポチですね。あらゆる暴力は犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり決して許されるものではありません。暴力や威圧による相手の支配は個人の尊厳を大きく傷つけ、男女共同参画の推進を阻むものといった課題を上げさせていただきました。これをもとにまた具体的な行動計画を定める中で、こうしたものを勘案して警察やその他関係機関との連携を含めたものを上げたいと思います。施策の方向（2）です。あらゆるハラスメントの根絶と防止に向けた啓発になります。こちらいただいた意見ですが、まず一つ目がセクシャルハラスメントについては企業管理職に対する啓発、学習会の機会を提供すると良いと思うといったものが一つと、ハラスメントはイコール犯罪なので警察との連携が必要、それから成果目標をセクハラに限定しないとといったもので、前回出した成果指標ですとセクハラに限定したのになっていたのですけれども、今回指標を見直しさせて頂きましてあらゆるハラスメントについて市報等の啓発または講演会、セミナーを開催した回数という事であらゆるものに代えさせて頂いています。それから一つ目の企業に対する啓発学習会につきましても行動計画の中で決めていけたらと考えています。それから続きまして（3）です。女性相談窓口の充実及び他の機関との連携強化ということで、頂いた意見を見ますと成果指標の所がDVの施策1、2、3の関係性というふうになっていますが、こちらについても現状と課題のところの説明をさせていただいたのですが、現在DVを受けている方々が無料で相談できる窓口があることを知らなかった方が4割と多いという現状の中でDVの防止について今後相談機関の周知を図るとともに、根絶に向けた予防、啓発や教育の充実を行う事が必要であるという事、相談を受ける窓口に合った方、窓口の立場にある職員であるとか関係するものが研修に積極的に参加することを通じて相談や支援体制の強化が必要という事で上げさせていただきました。具体的な施策につきましてもそういったことを盛り込んでDV防止に向けた女性相談窓口の普及啓発や連携強化に努めていきたいと思っています。続きまして（4）児童虐待防止策の推進になります。こちらについていただいた意見ですと虐待はイコール犯罪なので警察との連携が必要といった所、こちらについても具体的施策の中で警察とは触れていなかったのですが①のところ児童家庭相談窓口において保護者等の相談対応を行う。学校や保育園、児童相談所等の関係機関と連携し児童や保護者への支援を行うといった所に関係機関の中に警察も含まれますので、この通りとさせていただきたいと思っています。続きまして重点目標の3です。貧困等により困難を抱える男女が安心して暮らせる環境の整備ということです。（1）複合的な課題を抱える生活困窮者の自立支援、自立促進ということです。こちらについて施策と成果指標がリンクしないとといった所意見を頂いたのですが、そもそも地域支え合いサポーター、指標についてなんなのかといった所、説明部分がなかったのが下の方に付けさせていただきました。福祉介護課の方が所管になるのですが、誰もが安心して生活していける街を目指す、地域支え合い活動の中心的役割を担うボランティアの事です。介護や医療等の専門職と住民とのつなぎ役や住民からの相談相手、地域の支え合い活動の支援などを行うといったものになりまして、こちらの方々が包括的に複合的な課題を抱える方々、生活困窮者の助けをする

という事でこうした方々の認定者数を今後増やしていく方向という事で原課の方も目標として掲げていましたので、こちらを指標として上げさせていただいています。続きまして（2）です。ひとり親家庭等への支援というところです。こちらにつきましてもいただいた意見、具体策の現状内容、それから女性参画の関係が読み取れないといった所、指標達成100%の現状を再び目標にすることが意味不明という事で意見を頂いています。こちらにつきましても行動計画の中でより具体的なものを定めていくのはもちろんのことですが、女性参画の関係と意見をいただいたのですが、こちらについても女性活躍推進計画に基づくものになりまして、ひとり親家庭等への支援ということがひとり親の女性の活躍を推進する計画の一つという事で上げさせていただいています。指標につきましてひとり親の資格を取得するための支援、助成金だとかそうした支援の事業を行っているのですが、そうした支援をして受けた方が就業に結びついた人の割合というのを毎年確認しているのですが、こちらでも30年度100%だったのですけれどもこちらでも継続して毎年資格支援を受ける方は対象が変わってくるということ。それから実際に支援を受けた方が直接就業に結びつくといったことがひとり親家庭の支援の指標になるのではないかとということで、毎年調査、対象も変わってくるし、毎年100%にすることが目標という事で原課の方から意見をいただいたいのでそのまま上げさせていただきたいと思っています。以上基本目標Ⅳの説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長：ありがとうございました。それでは基本目標Ⅳの施策について意見質問等ありましたらよろしく願いいたします。

委員：24ページですけれども、施策の方向（3）ここには具体的施策としてこんなステージに応じて適切な指導を忠実に図りますと、いわゆる行動計画とかで適切な指導とはどういうものが出てくるのですか。どこかで総合的に判断しますみたいなそんな風に聞こえてならないのだけれど、回答を求めるのもいいですかね。やるべきことは淡々とやらなければいけないとそういうことが書いてあるわけですね文法的には。多分執筆者は解かって書いていると思うのですよ。やらなければならぬとね。それはこちらに伝わってくるのですが、これはだれかに読ませようというバックボーンが見えてこない。

事務局：教育委員会に確認して、具体的な内容に落とし込むようにお願いします。幼、小、中でどういう指導、薬物なり喫煙なり性感染症なり性教育も含めてどういう指導がなされているのか分からない。

委員：教育委員会や学校の中の話だと全部学習指導要領でと言ってくるから、

事務局：それでは一般の方が分からないので、

委員：なので学習指導要領外れたり教育委員会の範囲を外れた事として保護者と子供達への説明会みたいなのが見えたのです。子供達に知ってもらえるよう、10代の子とその保護者を対象とした市主催の学習会をやると、より学習指導要領に縛られないもっと彼らが知りたいこと大人も知って欲しい事というのが弾ませるのかなと思ったのです。そうすると教育委員会では適切にやっていただいて発達段階の、何を優先かわかりませんが適切に学習指導要領に応じてやっていただいて、他方で市民や子どもが本当に欲している所をその範囲内でできないのかなという提案です。いろいろ縄張りがあると思うので、他方で性に関する正しい知識とか、性感染症があるからダメとかネガティブなメッセージだけ発信するのではなくていいメッセージも発信できないかなと思っています。

事務局：先生の意見を踏まえ、もう少し具体的な内容の落とし込みということで話します。

委員：先生にあわせたのですが、性に対する正しい知識の啓発として、教育以外のセミナーとか学習会みたいなものを開いてほしいのは一人の親として非常に強く思っていることなのでぜひお願いします。そういう意見があるというのは是非伝えていただきたいなと私も思います。

事務局：保護者の立場として学校側にという事ですか。

委員：市として、保護者から教えるみたいな雰囲気も最近あるそうなのですが、親から教わっていない、どういう風に教えたらいいいのかみたいなことが、親の責任みたいな

事務局：どういう風に子どもに接するなり教えるという事に戸惑いを持っている親御さんもいるのでということですね。

委員：いいじゃないですか。教育委員会から外れますよ完全に。保護者が子供にどうやって性に関して伝えたらいいかというセミナーいいじゃないですか。それを学習機会を市が提供する。

事務局：教育の範疇じゃないといたらおかしいですが、直接的ではないから、

委員：いいと思います。

委員：相手は大人だからV I Sという、

委員：子どももつれて来てよみたいなの、いいじゃないですか。そうすると独自に出来ると思いますよ。学習指導要領を外れて。そうすると指標も変わるのではないですか。そういうことをやれたら。

事務局：4は教育委員会が主導ですが、25だから24の1とかいま言われた指標というか事業を年1回とか、分かりました。

委員長：いい意見が出ていますが他にありますか。

委員：市職員の教職員に対する研修の所に関してで、28ページの児童虐待については現状と課題で積極的に市職員が研修に参加する事といつも書いてくださっているし、それから27ページの女性相談窓口についても現状と課題でそのように書いてくださっているので、施策の方向1、2に関しても同じような文章を入れられるかなと思いました。相談を受ける方が理解が不足しているとかえって逆に傷つける事になったり見逃してしまったりという事になると思うので。そういう職員の研修回数というのは指標にはならないですかね。市職員が何%受講したとかそれはあまり指標にはならないですかね。

事務局：子どもなどは特に専門的に健康づくり課の方でそこもチームがあって、そこでもいろんなところで県で主催している専門のチームみたいなところで研修を受けていますし、DVにしても婦人相談員という部門があって、そこで専門的にケースワーカーのやり方から女性に対する配慮をひとつひとつ専門的にやって、たたき上げていく感じの研修会で専門的な形のをしていました。

委員：指標には出さない。

事務局：要は大人はDVであり児童の虐待、子供のDVであれ、子供のDVは子どもの発達障害とかにつながるの可能性があるので、臨床心理士やそういう方をお願いしながら、そういう資格ある職員がいないので事業者に委託しながら臨床心理士に来ていただいてそういうのをやったりそういったケース、相談に乗っていただいて大人のDVに関しても事務局が言ったように専門性が問われるので、なかなか一般の事務職の市職員が、表面的なDVとは何ぞや見たいな表面的な研修ができるにしろ、その受けている人の立場に立った相談まで誰もが職員ができるようになるには年1回の研修ではなかなか難しいのではないかなと思います。

委員：おっしゃる通りです。他方では市民生活課の窓口の所で誰かいらっしゃった時に何かサインを発していて、そのサインを見逃さずちゃんと適切な

事務局：そういう誘導はうちの1階の市民生活課の窓口でDVの支援措置を受ける方は警察の方から連絡が来て、それについての内容をその虐待を受けている旦那さんなり住所とかをクローズして、見せないようにするとかそういう支援措置を共通のデータベースの中でやり取りはしているのですが、そういう事務的なものでは1階の職員全てわかっています。ただし実際被害を受けている方の相談はという事になると福祉介護の方に、また別のところにまるごと相談という相談窓口を設けていまして、そこに必要なケースバイケースに応じて専門のスタッフが入るなり、時には弁護士に相談して入っていただくなり、民生委員とか人権擁護委員にも入っていただき、相談を受けるケースという事で、ケースバイケースでケアする、サポートする体制を色々作っているのですが

委員：民生委員も研修とか受ける機会があるのですか。

事務局：あります。専門的な部分の数は

委員：イメージとしてたとえば生活保護の申請を受けにきた方の何かのサインを見落とさず読んで、もしかしたらDVを受けているかもしれないとかあるいは何かいろいろあるかも知れないなどという事にもちゃんとサインをキャッチできるような全体的底上げができたらいいなと思ったのですが、なかなかそうはいかないかな。

事務局：だいぶ昔、今ほど個人情報保護法ができる前で、個人情報がいかにやかましくない時代ではDVを受けている方の住所を旦那さんに市役所から漏れたという事があって、かなり批判を受けたことがありましたが、そういう事のないように周知徹底するという事でDVの支援措置を受けているから守秘義務なりの手続はきちんとデータベース化して管理をしていますけれども、職員もきちんと画面上で赤字でブリンクするような形でこの方はDVの支援措置を受けている方ですよと機械上そんな風にしていきますけれども、その辺の部分職員も認識も上がっていることは間違いありません。

委員長：他にありませんか。よろしいですか。では基本目標Vに移ってもよろしいでしょうか。ではお願いします。

事務局：では最後の基本目標Vに移らせて頂きます。こちらについては庁内的な取り組みも含まれるという事で、特に重点目標は定めていなかったのですが、本日頂いた意見を見ますと重点目標が無いのだけれど1つ設けるという事で男女共同参画社会を目指す全庁的な取り組みの推進としては

どうかと言った意見を頂いています。施策の方向（１）について計画の進捗状況の管理と今現在しているのですけれども、こちら管理及び市職員への男女共同参画の意識の醸成としてはどうかと言った意見、それから施策の方向（２）市民、事業者、各種団体等の連携協力の所、さらに支援を入れるという事で支援、連携、協力としてはどうかという意見を頂いています。その他意見としてまず一つ目が１、２、３番の関係を維持していつ何をどうするのかを含めて示して頂きたいという意見を頂いています。こちら３番、職員で構成される胎内市男女共同参画検討チームの構成員に人員ですとか属性を教えてくださいといったもの、それから具体的施策は限りなく他市における男女共同参画条例の条文に対応するので条例を定めるべきであるといった意見、それからSDGS持続可能な開発目標への対応はと言った意見を頂いています。まず一つ目の１、２、３番の関係を図示して教授願うといった所につきましては、１、２、３番が胎内市男女共同参画推進委員会それから庁内の会議、検討チームですね。こちらについての関係性なのですけれども、こちらについても冊子が出来上がった時に第１章の方でその関係性を説明するものを設けさせていただきたいと思っておりますので、こちらの方で対応させて頂ければと思います。それから③の構成員ですが、③胎内市の男女共同参画検討チームというものを現在立ち上げていまして、こちらの構成員なのですけれども全課ではないのですけれども施策に主に関係する９課の職員で構成しています。９課の職員で全員で９人になるのですけれども、男女比になりますと男性が４人、女性が５人で４対５の割合で構成しています。こちらについても任期が２年としていまして、２年ごとに改正になるのですけれども男女の割合がどちらかに傾かないように毎回構成しているものになります。現在が男性４人と女性５人といった割合になっています。それから男女共同参画条例の制定につきましては以前から申し上げています通りこの計画が出た際に検討させて頂ければと思っています。最後の持続可能な開発目標につきましては、現在胎内市の総合計画との兼ね合いも見ながら次回以降の検討課題になるのかなと考えています。ということで以上となりますが、基本目標Ⅴの説明とさせていただきます。

委員長：ありがとうございます。それではまず追加についての文言の提案ですね。これについては皆さんいかがでしょうか。重点目標２男女共同参画社会を目指す全庁的な取り組みの推進を入れてはどうかという事がありますね。施策目標（１）に追加で及び男女共同参画の意識の醸成を追加してはどうか、それから（２）支援を追加してはどうかと３つのものについては皆さんいかがお考えでしょうか。

委員：重点目標がこれまでなかったのはなぜですか。

事務局：無かったのが目標というよりは必ずやらなければならないという事であえて目標を定めずに施策の方向をとという事で上げていって、特にそれで指標をそれぞれ掲げないという事からも目標をあえて作れずに施策を進めていく方向という事で方向性を書こうと思ったのがまず経緯になります。これまでだと市の職員の中の育児休業取得者数とかそういった市の中の女性管理職の割合とかそういったものも目標に掲げていたのですが、このたび市民や事業者の共同という事も考えて市だけの指標を掲げるのはどうかと言ったことから今までは市単独の指標を設けていたものを今回それをなくしてかといって市全体で育児休業の取得者数はなかなか把握できれば一番いいのですが、それも把握するのが難しいといった所であえて指標を設けないといった方向にさせていただいています。

委員：目標がないこと意味があったという事ですね。

事務局：そうですね。

委員長：これまではそういう経緯で目標が無かった。今回ここに目標をという提案が出てきましたのでそれについて、

委員：今説明によると全庁を超えていますものね。重点目標、全庁的な取り組みの推進とありますけれど、それを超えたものが施策の方向に入っていると、目標と方向が合わなくなってしまうように思います。

委員長：はいいかがでしょう。ではこの提案については委員会としては削除という事でよろしいですね。では施策の方向（１）について如何でしょうか。

委員：（１）の市による計画の進捗状況の管理ですね。ということは合致するのではないですか、市職員への男女共同、市の話ですよ。

委員：胎内市自体はハッピーパートナー企業になっているのですね。書いてありますが、そしたらあえてそこにも重なるから付け足しの及び市職員の男女共同参画の意識の醸成と入れてあっても④に係ってくるのでいいのかなと思います。

委員長：よろしいでしょうかね。特にそういった意見が無ければそれは追加して頂く、提案させていただくという事でよろしいでしょうか。では次最後ですね。支援という文言を追加してはどうかという事です、

委員：これまでの所で市が市民、事業者、各種団体に支援しますと言っているなら許せるのですが言っていました。育児支援しますと書いてあります。そうすれば無効は無いのではないですか。

委員長：ではよろしいですかね。

委員：この上の方は私たち議論しました。基本目標Ⅳの重点目標１についてより具体的に生涯を通じた心と体の健康支援にしてはどうかと、心と体の健康・支援に、基本目標Ⅳの提案について私たち議論しました。

委員長：これについてはこの提案を委員会によって検討して宣言していいですかと言った時に反対がなくて、そういった形になったと自分では思ったのですけれど違いますか。

事務局：自分の中では最初、戻りますけれども基本目標Ⅳの重点目標１については委員に言われてハッとしたのですが、生涯を通じた心と体の健康支援にしたらどうかと言った意見についていかがかなと思って皆さんに意見を伺いたくて、すみません。

委員長：ざっくりと私みなさんと聞いてしまって確認しないでやってしまったので、皆さんの中では意外に流れてしまったかもしれませんね。今もⅣのような感じで一個一個確認しなかったのが戻った方がよろしいですか。ではそこにも関連するという意味合いでそこに戻るという事です。要は市民、事業者、各種団体等の支援に戻るか基本目標Ⅳの部分の健康支援の所からも降りてくる可能性があるからというので今気がついたので、Ⅳの追加分の所ですね。それを一個一個確認するという所で今戻るとい、それでは基本目標Ⅳに戻りまして、重点目標１の文言ですね。生涯に渡る生と性に対する正しい知識の普及ということ、生涯を通じた心と体の健康支援にしてはどうかとい

う意見ですね。それについていかがでしょう。

委員：重点目標が生涯に渡る生と性に対する正しい知識の普及だと思っていましたので、先回意見としては、たとえば更年期についての学習だとか学習の機会であるとか働き過ぎな男性が陥りやすいストレスだとかうつだとか、そして自殺みたいなそれぞれの生に関しての死が陥りやすいあるいは不足していることに対するその支援、普及、知識をちゃんと上げることという提案させて頂いたので今回それが採用されなくなかったのでさっきの方向の中で全く採用されていなかったの、いま具体的施策と施策の方向がかい離があるということです。そういう判断を持ちました。

委員長：それでですね、重点目標を絞っては実際の施策の具体的な対応を考えた時にこちらの文言に変えた方がいいのではないかという事ですか。

委員：いいえ、私は元の方が良かったと思っています。だからこそ逆に提案させていただいたから反映されていないからかい離しちゃったなとそういうことです。

委員長：それはもう一つの問題提起になるのですけれども、この文言については新らしい提案でない方がいいという意見ですね。

委員：そうですね。あるいは折衷案というのもいいと思うのです。知識の普及と心と体の健康支援ということもありえるかな。

委員長：施策の文言が同じですね。

委員：そう、それを公言されていたと思います。折衷案でいかがですか。

委員長：それではそこにプラスという形を取りますか。

委員：知識の普及と心と体の健康支援

委員長：折衷案というのが改めて出てまいりまして、プラス心と体の健康支援という重点目標の1番とすることとしてよろしいでしょうか。うなずいている方が多いので一旦そういった所で、引き続き生涯に渡る生と性に関する正しい知識の普及という事を反映した具体策が出ていないという問題提起がいま一つありました。一旦そこは保留させて頂いて追加分の2番目の方の提案をさせていただきます。施策の方向1について生涯を通じた男女の心と体の健康保持への支援にしてはどうかと、ここに保持へのというのを入れてはどうかという意見ですね。

委員：健康保持だとちょっと重箱の隅をつつくような話ですけども、すでに健康であるというのが前提で保持をするのですよね。だけど健康でない人がというのは支援の対象から外れるのかみたいなそういう議論もできてます。

委員：どちらかと言えば具合が悪い人を支援するという点では、いい状態を保っている人を下げないというのも大事なのですが下がった人を頑張ってあげて上げるというニュアンスが欲しいかなと思って。だったらどっちにも通じるように「保持への」があえて無くてもいいのかなという気はしました。

委員長：皆さんうなずいていられるのでそれでは却下させていただくという事で次に移ります。施策の方向2について頭に女性のを追加し、普及啓発を普及・啓発にしてはどうかという意見が追加で出ています。

委員：普及する事と啓発することを一緒にやりましょうという事ですね。良いのではないですか。今は普及するために啓発しましょうという文章ですけれど、普及もしますし啓発もしますというのであれば中黒、だけどその前の女性のを追加するという事

委員長：皆さんどうですか。

委員：女性に対するリプロダクティブヘルツライズというのが流行というか広まってきているのだという前提は解かるのですけれど、男性にももちろんある権利だと思うのでここで女性のとつけない方が現状と課題では女性中心の話題だと分かるのですがあえて女性のとつけないでもいいのかなというような気がします。

委員長：ではこちらも却下ですね。取り下げていただくという事で最後ですね。施策の方向（3）について内容からして子供向け大人も含めた施策、子供向けなのであれば1でなく重点目標2に移動してはどうかということですが、これはどうなのでしょう。あえて子供向けという事なのかそこに限定しているものではないのか。

事務局：子どもに限定したものではないという事ではあるのですが、上がってきているのが現在学校教育課だけということだったので、こうなってしまうのですけれども。

委員長：基本目標IVについては重点目標1の心と体の健康支援を追加するという事と、普及に向けた啓発の文言を普及を外して啓発に変更する、この2つを変更事項として提案いただくという事で

委員：そうすると普及に向けた啓発なら啓発だけ言っておけばいいですけれども、普及啓発にすると普及もしなければいけない啓発もしなければいけないから市の方が時間が大変なのでそういう事になると思います。

委員長：よろしいですか。では基本目標IVについては以上となるので、基本目標Vについてはここに目標を入れないといけない、支援の所で支援を入れるかどうか結論付けていなかったでしたね。そこに戻ってですね。基本目標の施策の方向（2）の文言に支援を入れてはどうかという所で皆さんいかがでしょうか。支援をやっているのであれば入れても構わないのではないかという意見が先ほど出ていましたが、よろしいですか。ではここは追加という事でお願いしたいと思います。ほかの部分につきましてはさっき事前に出ていた意見等について反映したものを説明いただいています。事務局の方からはIV、Vに対する意見質問等に対する回答を頂いていましたのでそこについて改めて質問、意見が無ければ全体を通しての方に移ってよろしいでしょうか。

事務局：それでは最後に頂いた意見の中で全体を通してといった所ですね。読み上げさせていただきます。こちらにつきましては一つずつ読ませて頂きたいと思います。まず一つ目は男女共同の最大の肝は人事である。基本目標2、あらゆる分野での男女共同参画に最大の資源を投入してもらいたい、もっと発言力を与えれば街づくりの根幹なる女性、若者の活躍につながると確信する。対象は市、市議会、市関係委員会、公共団体、企業、団体、自治体、教育委員会ですとか一般家庭以外のすべて、そこが無いと一般家庭には届かない、極論を言えば基本目標2だけを重点的に行えば他の

項目は自然に達成できると確信するといった意見、それからプラン全編の根底に「行政がやります」が際立っていて、市民、事業者、各団体の姿が見えてこない。条例を定め誰が何をしなければならないかを明確化すべきである。プラン全編に示す施策についてはやらないよりはやった方がいいけれども継続実施中の事業に男女共同を意味づけしてやる、やったというのはやめてほしい、それは今以上になにもやらないに等しい、継続するにしても男女共同の新たな視点工夫を加えて欲しいといった意見を頂いています。成果指標における現状値の評価が無いので施策の方向及び具体的施策が適切なのか判断が難しいといった意見、カッコで例えばの所もあるのですが、すでに施策の指標を代えさせて頂いたところもあるのであえてこちらの読み上げは省略させていただきます。最後ですが多くの施策の方向に女性活躍推進と併記してる、持って続く具体的施策との関係性が理解できないということでしたので、今回の会議の冒頭で説明させていただいた通りとなります。最後に本プランを伝えたい対象は誰になるのかといったこととなりますが、まず頭の方で1つ目につきましてはまさに重要な目標の一つでありますあらゆる分野での男女共同に関する女性委員の割合ですとかそういった所になってくると思っています。こちらについても書いていただいた通りで非常に重要なことだと思いますので、国や県と同様に市の方も力を入れて取り組んで行きたいと思っています。その次にプラン全体の根底に行政がやりますという所で誰が何をしなければならないかを明確化すべきというところでこちらについても条例制定に関する課題という事で今後検討して行きたいと思っています。その次に現在継続中のものに意味づけするのはやめていただきたいという事で、最後に書いていただいた継続するにしても男女共同の新たな視点工夫を加えて欲しいという所、こちらがまさに重要であると考えていまして、現在行っている事業に関しても男女共同の意識が抜けているとか実際行っている中であまり達成できていないところ、考えられていないところをまた再度見直して現在やっている事でも男女共同に関する職員の意識の醸成ですとか研修等を通じてそういった工夫を加えて取り組んで行きたいと考えています。最後本プランを伝える対象という事で市民全体になると思いますし、計画自体も国の女性活躍推進法ですとか男女共同参画基本法に定める行動計画に位置付けられていまして、その中で市が国や県の法律を勘案して施策を充実させて推進する目安となります。その中で行政の施策の推進の元となる胎内市としての男女共同参画の施策をよりきめ細やかにするためのものとして位置づけで策定するものでありますので、全体的な市の取り組みの計画という事でとらえていますので理解いただければと思います。回答になっているか分かりませんが、全体として説明させて頂きました。

委員長：あらためて今の部分について意見や質問があれば

委員：本プランを伝える対象に今説明があったのですけれど、男女共同参画社会の方向の中に市のやるべきことが条文であり、それを受けてのプランですので市がやらなければいけない事宣言だと思っています。男女共同参画社会を作るための市の責務ですよね。これをやりますよという宣言だと思っています。具体的宣言だと思っています。

委員長：ということを改めて私たちは。市が宣言し、

委員：国民の責務について市は決められますものね。それはそれで国民一人一人が意識を持っていたくしかないですけれども、意識を持っていただくためにいろいろ市がやらなければという事ですよ。市の責務を果たすというのは、

事務局：そうですね。

委員：用語の2つ目の点が本日ここで話し合った中で色々な施策も出てきましたし、国の男女共同参

画の視点も明確になったところもあると思うので

事務局：3つ目のポチは先ほど委員が福祉とか介護のサービスについてのところに関連しているかなと思ひまして、やるよりやった方が、要は福祉はやるよりやった方がいいというレベルのものではないですけれども、要は男女共同に視点なりポイントを置いた事業展開を加えた方がどうかと、視点がないと単に法律にのっとって介護や障害のサービスを提供しているだけになってしまうという部分はどこの事業、施策にも通じる事でありますので、その辺は改めて全般的なその次の次の女性活躍推進を併記しているという所も含めて見直しをしなければいけない、施策の方向の所ですね、事業について見直しをしなければいけないのかなという風にも思ひますけれども、現実的にはこれから説明するこっちの実施計画の所に今言ったような内容が事業内容の所に具体的に入り込んでくるのかなとさっきの教育委員会の性教育の話とかいろいろ具体的な事業はその部分の実施事業という所で内容的な部分も含めてここに明記され実施計画ができそれをこの委員会に皆様に毎年これを線引きしてどれだけの進捗状況かどうかもちゃんと事業が推進されているのかどうか見ていただくという風につながっていくのかなという風に思っているところですのでよろしくお願ひします。

委員：これは私なりの勝手な意見ですが、短期間で良くこれだけまとめられたと思ひますよ。それだけは敬意に値すると思ひます。

委員長：事務局の皆様お疲れ様でした。たくさんの意見をいろいろ委員会の方からやらせて頂いたのですけれども、委員からも話がありましたように、私も長くかかわっていますけれども今後ともよろしくお願ひ致します。では時間が残り少なくなってまいりましたが、引き続き続けますか。

事務局：私の方で用意していたものも一通り、説明できない部分もちろんあったのですが最低限皆さんに意見を頂きました部分についてはほぼして頂いたかと思ひますので、最後に今後のスケジュールについて簡単に説明させて頂ければと思ひます。資料は特にないのですけれども、当初の目標として掲げていた計画ではあるのですが、12月中に今議論して頂いたところも含めて他の計画の趣旨も含めて素案を完成させる予定で考えていました。1月にパブリックコメントを実施して、そこで出た意見等を踏まえて、最後2月に委員会を開催して最終的な確認をと思ひていました。それが確定してからまた各課に行動計画の方、中身の方を上げてもらって来年度の行動に移してもらうといった流れで考えていたのですけれども、自分が当初考えていたより時間の進み具合が遅れている部分もあるのですが、なるべくこの計画に沿った形で進めていきたいと思ひています。その中でまた皆さんに集まっていたいて意見を頂きたいのですが時間的な都合であるとか皆さんの予定もあると思ひますので、今後につきましてはメールや郵送で素案が完成した時点で皆さんに内容の確認をして頂ければと思ひます。その中で今庁内の委員の中にも各課に確認して頂いて細かい部分 変わっている部分も出てくると思ひますので、再度皆さんの方に面倒かと思ひますが意見をメール等の形で頂きたいと思ひていますのでよろしくお願ひします。

委員：素案というのは具体的計画が入ったものですか。

事務局：それは含まずにですね。

事務局：そちらができてから、今年度中にできてこれを作るにも結構かかるので、早く計画を示して作って頂かないとちょっとまた4月になって異動だなんだと担当が変わるとまた少しニュアンスが変わってくるので、できれば今の担当の方でお願いしたいなというのはあります。

委員：私ちょっとこのLGBTの部分についてもやもやしているので、メールしていいですか。

事務局：ありがとうございます。

委員長：では次回2月で意見等あるかと思いますがよろしくお願いします。ありがとうございました。